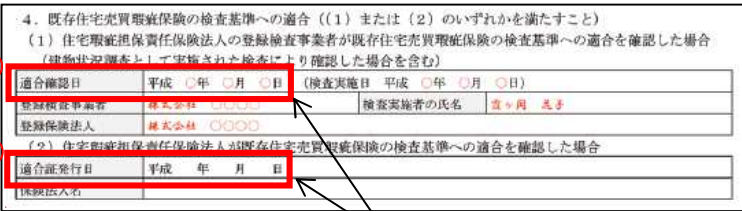


【フラット35】中古住宅（安心R住宅）に関する確認書の記載方法

「【フラット35】中古住宅（安心R住宅）に関する確認書」の確認方法については、下表を参考にしてください。

番号	確認方法	確認書類
1	<p>・安心R住宅調査報告書※1に記載された「既存住宅売買瑕疵保険の検査基準への適合」欄の適合確認日（記載がない場合は適合証発行日）が、借入申込日の1年前の応答日の翌日以後であることを確認してください。</p> <p>※1 安心R住宅調査報告書とは、特定既存住宅情報提供事業者団体の会員企業である宅地建物取引業者（報告者）が、既存住宅について安心R住宅の基準に適合しているか調査し、その結果を記載した書面です。特定既存住宅情報提供事業者団体とは、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示第1013号）に基づき国土交通大臣の登録を受け、「安心R住宅」の標章の使用を許諾された団体をいいます。</p> <p>（例）○借入申込日：令和元年10月10日 適合確認日または適合証発行日：平成30年10月11日以後 ×借入申込日：令和元年10月10日 適合確認日または適合証発行日：平成30年10月10日以前</p> <p>図 安心R住宅調査報告書の「既存住宅売買瑕疵保険の検査基準への適合」欄</p>  <p>①または②の日付が借入申込日の1年前の応答日の翌日以後であること</p>	<p>・安心R住宅調査報告書</p>
2	<p>・新築時にフラット35の融資を利用※2※3※4していることを確認してください。</p> <p>※2 新築時の融資がフラット35（買取型）であった場合は、建物の登記事項証明書で次の①から③までを確認してください。</p> <p>①「権利部（乙区）」欄に「順位番号1番のフラット35の抵当権（抵当権者が「独立行政法人住宅金融支援機構」で、登記原因は「債権譲渡」であるもの）」が登記されていること。</p> <p>②「権利部（甲区）」欄の所有権保存登記の「受付年月日」から「権利部（乙区）」欄のフラット35（買取型）の抵当権設定登記の「受付年月日」までの期間が1年以内であること。</p> <p>③「権利部（甲区）」欄の所有権保存登記の「所有者」と「権利部（乙区）」欄のフラット35（買取型）の抵当権設定登記の「債務者」に同一の者が記載されていること。</p> <p>※3 新築時の融資がフラット35（保証型）であった場合は、売主にフラット35の利用について確認してください。また、この確認書を利用して借入申込みができる金融機関は売主が新築時にフラット35（保証型）を利用した金融機関に限られます。融資の条件の確認に当たって、当該金融機関が売主の受けた融資に係る情報（融資物件に関するものに限ります。）を利用することについて、売主の同意を得てください。</p> <p>※4 ※2に該当しない場合でも、新築時にフラット35を利用していることが確認できるときは、申込みをされた金融機関に取扱いについてご照会ください。</p>	<p>次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・売主に確認（保証型の場合）
3	<p>・新築時から増築または改築が行われていない※5ことを確認してください。</p> <p>※5 登記事項証明書の「表題部（建物の表示）」の「原因及びその日付」欄に増築または改築の記載がないことを確認してください。</p>	<p>・登記事項証明書</p>